

第8号様式（第15条関係）

（第1面）

事業計画書

令和7年9月30日

三重県知事 へ

事業計画者 住所 三重県いなべ市北勢町瀬木松之下633番地
 氏名 エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社
 代表取締役社長 伊藤 祐介
 電話番号 0594-72-7850

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第21条第1項の規定により、産業廃棄物の処理施設の設置等について、次のとおり事業計画書を提出します。

産業廃棄物の処理施設の設置等の目的	現状施設の効率化、三重県と太平洋セメント株式会社との「循環型社会の推進に関する協定書」の協定事項の推進のため、既存処理施設（混練）を更新する。（別添書類-1のとおり）
産業廃棄物の処理施設の設置等の場所	いなべ市北勢町阿下喜字中川原 3419 番地 1
産業廃棄物の処理施設の種類	混練施設
産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く）、燃え殻、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい （上記品目は、水銀使用産業廃棄物を除く） （※以降、括弧書き省略）
産業廃棄物の処理施設の処理能力	250.2 t/日（8h）
産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画	
産業廃棄物の処理施設の位置	位置図（別添図面-1、2、5）のとおり
産業廃棄物の処理施設の処理方式	連続式
産業廃棄物の処理施設の構造及び設備	配置図（別添図面-5）および機器図面（別添図面-8、9）のとおり
処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	排ガスおよび排水は発生しません。
設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	排ガスおよび排水は発生しません。

悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置	別紙1(2)のとおり
その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項	なし

(規格A4版)

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画		
排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	排ガスおよび排水は発生しません。	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	排ガスおよび排水は発生しません。	
その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項	別紙2のとおり	
説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法		
説明会の開催の周知方法	予 定 日 時	令和7年10月24日(金) 16時00分～17時00分
	予 定 場 所 及 び 収 容 人 数	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 北勢工場 応接室(収容人数10名) 三重県いなべ市北勢町瀬木松之下638番地
	周 知 の 方 法	関係地域住民に対し、自治会長を通じて個別に通知
事業計画書を 公告及び縦覧 する方法	公 告 の 方 法	エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 ホームページに掲載 URL: http://www.snk-techno.co.jp/
	公 告 予 定 日	令和7年10月8日(水)
	縦 覧 場 所	(1) エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 北勢工場 三重県いなべ市北勢町瀬木松之下633番地 (2) エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社 統括本部 三重県四日市市清水町4番45号
	縦 覧 開 始 予 定 日	令和7年10月8日(水)
	縦 覧 時 間	8時30分～17時00分(土日祝を除く)
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	通常の搬入及び搬出の時間：平日及び土曜日、 8時30分～17時00分 通常の搬入出の経路：国道306号鎌田交差点より いなべ市道阿第50号線、阿第52号線、 阿第37号線を経て事業計画地へ搬入、 搬出は阿第37号、阿第105号を経て搬出 (別添図面-10のとおり。)	
産業廃棄物の処理施設を使用する日時	8時30分～17時00分のうち8時間 (平日および隔週土曜日使用)	
産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況	・いなべ市との「環境保全協定書」について、変更の必要が無いことを市に確認済み。(3月4日)。 本書提出後、「環境保全に係る届出書」を提出。	
事業計画者の 連絡先	担 当 部 署	エス・エヌ・ケー・テクノ(株)北勢工場 工場長 汲田 亘俊
	T E L	0594-72-7850
	F A X	0594-72-7851

備考

- 1 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 2 次に掲げる書類及び図面を添付してください。
 - (1) 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図
 - (2) 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力(最終処分場にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)を明らかにする図面及び設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
 - (4) 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあつては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 事業計画地の付近の見取図
 - (6) 排水の経路図
 - (7) 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
 - (8) 関係地域に該当する地域(産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水(雨水及び従業員等の生活排水を除く。)を放流する場合は、放流地点を含む。)を明らかにする図面
 - (9) その他知事が必要と認める書類及び図面

中間処理施設に係る事業計画

施設の内容	種類	法許可	処理能力	1日の稼働時間
	混練施設	要・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要	250.2 t、 m³ /日	8H/日
		要・不要	t、 m³ /日	H/日
		要・不要	t、m ³ /日	H/日
基本計画	施設使用開始予定日	手続き終了後		
	1日平均中間処理量、及び搬入・搬出車両台数 (取扱廃棄物ごとに記入)	<p>【日平均処理量】 : 160 m³ (192 t)</p> <p>【日平均受入量 (搬入車両台数)】</p> <p>汚泥 : 40 m³ (5台)</p> <p>廃油 : 15 m³ (2台)</p> <p>廃プラスチック類 : 15 m³ (2台)</p> <p>ばいじん : 15 m³ (2台)</p> <p>廃酸 : 15 m³ (2台)</p> <p>廃アルカリ : 15 m³ (2台)</p> <p>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず : 15 m³ (2台)</p> <p>鋳さい : 15 m³ (2台)</p> <p>燃え殻 : 15 m³ (2台)</p> <p>【日平均搬出量 (車両台数)】 : 160 m³ (21台)</p>		
	技術管理者 又は 施設管理責任者	氏名	汲田 亘俊	
処理計画	廃棄物受入れの方法	<ul style="list-style-type: none"> 受入は、搬入車両ごとに場内のトラックスケールにて計量します。 その後、ダンプ車、フックロール車で搬入されるものは、産業廃棄物の種類及び品目ごとに、原料ヤードまたは原料ピットに直接貯蔵します。 容器類で搬入されるものは、屋内または屋外保管場所にて仮置きし、重機を使用して原料ヤードまたは原料ピットに貯蔵します。 <p>添付書類 : <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有</p> <p>【受入設備配置図】別添図面-3、4</p> <p>【受入フロー図】別添図面-7</p> <p>【受入保管場所の容量計算書】別添書類-3</p>		
	処理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 原料ヤード、原料ピットより数種類の廃棄物を処理施設 (混練) に投入し、セメント原料として成分を調整して混練を行い、混練後は製品ヤードに保管します。 製品ヤードより重機を使用してフックロール車に移送し出荷します。 		

	添付書類 : <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 【処理施設配置図】別添図面－5 【処理フロー】別添図面－7 【処理施設機器図面】別添図面－8、9 【製品保管場所図面】別添図面－6 【受入保管場所の容量計算書】別添書類－3		
処理後の産業廃棄物または処理方法等			
処理後の産業廃棄物または再生品の種類	セメント原料 (汚泥)		
発生量 (t/月又はm ³ /月)	4,600 t / 月		
処理方法	埋立処分 <input checked="" type="checkbox"/> 中間処分 売却 太平洋セメント(株)藤原工場 (三重県いなべ市藤原町東 禅寺1361-1)セメント 原料として処理委託		

別紙-1 (2)

構造等 の 計 画	構造力学上の 安全性	材質等 SUS, SS 等を使用します。 添付書類 : <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添図面-8, 9 のとおり)
	処理能力の 算定根拠	処理能力計算書による。 添付書類 : <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添書類-2 のとおり)
	腐食防止	腐食防止の材質、塗料等を使用します。 添付書類 : <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添書類- のとおり)
	飛散、流出 悪臭の 発散防止	<ul style="list-style-type: none"> 処理設備自体は、密閉されていますので、外部への飛散、流出、悪臭の発散はありません。 荷下ろし、積み込み等の作業は建屋内の作業なので、基本的には外部への飛散、流出、悪臭の発散はありませんが、万が一を考慮して、建屋出入口のシャッターを閉めて作業を行います。 臭気においては、事前の受け入れ評価（臭気の強い廃棄物に関しては、分析評価者以外を含めた複数人および太平洋セメント(株)藤原工場の受入担当者の臭気評価にて処理可否判断）にて、いなべ市との協定を順守できないような悪臭物は扱いません。 ただし、万一に備え効果的な消臭剤等を配備します。 添付書類 : <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添図面- のとおり。)
	騒音・振動 及び粉じん の発生防止	生活環境影響調査結果書のとおり。 添付書類 : <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添書類-4 生活環境影響評価結果書のとおり。)
	汚水処理施設 の概要 フロー図添付	汚水の発生はありません。 処理方式 : 処理能力 : $m^3 / 日$ 添付書類 : <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)
	排ガス処理 施設の概要 フロー図添付	処理による排ガスの発生はありません。 処理方式 : 処理能力 : m^3_N / h 添付書類 : <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添- のとおり)
	廃棄物の 受入設備	位置 : 別添配置図のとおり 構造 : 屋内保管施設（原料ヤード、原料ピット、保管場所 B、保管場所 C）は、床はコンクリート製で、鉄筋コンクリート製の壁によって囲います。 原料ピットは鉄筋コンクリート製とします。 屋外保管場所はアスファルト敷きで地下浸透を防止します。 規模 : (屋内) 原料ヤード : $100 m^2$ 、 $125 m^3$ ($25 m^3 \times 5$ 基) 原料ピット : $18 m^2$ 、 $24.3 m^3$ ($12.15 m^3 \times 2$ 基) 保管場所 B : $68.87 m^2$ 、 $118 m^3$ (フレコン袋 2 段積み) 保管場所 C : $35.89 m^2$ 、 $38 m^3$ (フレコン袋 2 段積み)

	<p>(屋外) 屋外保管場所 A : 494.9 m²、586 m³ (耐水性フレコン袋 2 段積み)</p> <p>添付書類 : <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有 【受入設備配置図】別添図面-3, 4 【容器保管量計算】別添書類-3</p>
処理後の 廃棄物等の 保管施設	<p>位置 : 別添配置図のとおり</p> <p>構造 : 床はコンクリート製、鉄筋コンクリート製の壁によって囲います。</p> <p>規模 : 製品ヤード : 20 m²、25 m³ (25 m³×1 基)</p> <p>添付書類 : <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有 【製品ヤード配置図】別添図面-6 【容器保管量計算】別添書類-3</p>
囲い等	<p>事業場の周囲には、金属製フェンス、赤外線センサーを設置します。</p> <p>添付書類 : <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有 (別添図面-11 のとおり。)</p>
雨水等の流入 防止	<p>敷地境界内周に側溝を敷設し、工場内への雨水等の流入および工場敷地外への流出を防止します。</p> <p>添付書類 : <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有 (別添図面-12 のとおり。)</p>
搬入道路	<p>搬入出経路図のとおり。</p> <p>添付書類 : <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有 (別添図面-10 のとおり。)</p>
消火設備	<p><input checked="" type="checkbox"/>無 (有の場合 その概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋内には、危険物用消火器を設置します。 ・また、工場内には、廃棄物の発熱の監視のため、赤外線カメラを設置します。 <p>添付書類 : <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有 (別添図面-14 のとおり。)</p>
車両足洗設備	<p>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 (有の場合 その概要) 添付書類 : <input checked="" type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有</p>
駐車設備	<p>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 (有の場合 その概要) 添付書類 : <input checked="" type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有</p>
管理事務所	<p><input checked="" type="checkbox"/>無 (有の場合 その概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の管理事務所にて、マニフェスト管理および搬入、搬出管理を行います。 <p>添付書類 : <input type="checkbox"/>無 <input checked="" type="checkbox"/>有 (別添図面-12 のとおり。)</p>
その他、施設の種類ごとに、規則第 12 条の 2 に定める構造等の基準の適合方法について記載すること	
該当なし	

別紙-1 (3)

	放流先までの		(雨水) 排水経路図のとおり。				
	経路		添付書類 : <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (別添図面-12、13のとおり。)				
			原水		放流水		
			通常	最大	通常	最大	
	排水量		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
構造	水	pH					
		BOD		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
		COD		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
		SS		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
		n-ヘキサン		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
等	質	*その他有害物質等があれば、下欄に記入すること。					
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
計画	大	排ガス量	wet	m ³ _N /h			
			dry	m ³ _N /h			
	大	排ガス中の酸素濃度 (%)		%			
				処理前	処理後		
	気	排ガス温度 (°C)					
		ばいじん (g/m ³ _N)					
		塩化水素 (mg/m ³ _N)					
		硫黄酸化物 (ppm)					
		窒素酸化物 (ppm)					
	質	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)					
*その他有害物質等があれば、下欄に記入すること。							

維 持 管 理 等 の 計 画	作業方法	作業人数：6人 作業時間：7.5時間（8：30～17：00、休憩1時間） ※順次休憩をとることから、施設としての稼働は8時間/日。 添付書類： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（別添- のとおり）		
	受入時の廃棄物の性状の分析・計量方法	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の受入に先立ち、品名ごとに SDS・サンプル分析にて、成分等を確認します。 受入後の内容物の確認は、受入ごとに目視および必要に応じてサンプル分析にて実施します。 排出事業者または弊社のトラックスケール（計量器）にて、受入れ品名・品目ごとに計量を実施します。 添付書類： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（別添- のとおり）		
	異常事態時の措置	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時マニュアル、緊急連絡網に従い、関係先への通報及び、緊急措置等を実施します。 また、これらの実効性の確認のため、1回/年以上、緊急（異常）事態を想定した対応訓練を行います。 添付書類： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（別添- のとおり）		
	飛散・流出	生活環境影響調査結果書のとおり。		
	悪臭の防止	添付書類： <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 （別添書類-4 生活環境影響評価結果書のとおり。）		
	火災発生防止	<ul style="list-style-type: none"> 工場内の火災防止及び環境保全のため、毎月1回、定期的に安全衛生・環境パトロールを実施、記録します。また、毎月安全衛生会議を開催して災害防止に努めます。 添付書類： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（別添- のとおり）		
	衛生害虫等の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> 害虫の発生要因はないが、万が一発生することがあれば、速やかに殺鼠剤や殺虫剤の駆除散布を実施します。 添付書類： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（別添- のとおり）		
	騒音・振動	生活環境影響調査結果書のとおり。		
	粉じんの防止	添付書類： <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 （別添書類-4 生活環境影響評価結果書のとおり。）		
	放流水・排ガスの管理	項目	管理値	測定頻度
	水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下	1回/月	
	生物学的酸素要求量（BOD）	25mg/L以下	1回/月	
	浮遊物質（SS）	90mg/L以下	1回/月	
	大腸菌群数	800CFU/mL以下	1回/月	
	ノルマルヘキサン抽出物含有量	5mg/L以下	1回/月	
定期的点検機能検査	<ul style="list-style-type: none"> 処理設備及び付帯設備について、必要な定期点検（日次/月次/年次）を行います。 添付書類： <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（別添- のとおり）			

点検、検査の記録及び保存	<p>・点検記録表を用いた定期点検を実施するとともに、その記録については3年間保存します。</p> <p style="text-align: right;">添付書類 : <input checked="" type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (別添ー のとおり)</p>
その他、施設の維持管理に関する計画	
	<p>・いなべ市環境保全協定 平成19年9月3日付けでいなべ市と環境保全協定並びに付属協定を締結しており、本協定で規定される水質汚濁防止対策、騒音防止対策、廃棄物処理対策及び悪臭防止対策について、協定項目を遵守して事業活動を行います。</p>

- 注) 1 記入欄が不足する場合は、適宜、別紙等へ記入し添付すること。
2 次の書類、図面を添付すること。

中間処理施設の計画概要図 ・平面図、立面図、側面図、構造図、断面図、その他	
敷地内における施設等の配置図	中間処理の計画を記載した書類 (廃棄物処理のフロー図等)
その他環境保全の計画を記載した書類	災害防止計画を記載した書類
設計等の計算書	その他地域防災総合事務所長、地域活性化局長が必要と認めた書類等

産業廃棄物処理施設（混練）更新の目的について

1 更新に係る経緯

エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社北勢工場（以下、北勢工場）では、設立以来、搬入廃棄物を中間処理（混練・中和）し、ほぼ全量を太平洋セメント(株)藤原工場のセメント原燃料に再資源化して供給する再生処理連携システムを構築しています。

このため、北勢工場は、第1エリア・第2エリア・阿下喜エリアの三エリアで一体運営して、太平洋セメント(株)藤原工場への動線を強化して順次整備を進めています。

平成27年、初めて、藤原工場へのセメント原料系廃棄物中間処理施設（混練）を、当時の情報で判断して、阿下喜エリアに設置しましたが、今般、環境展で紹介された機器が、安全性や作業性に優れ、生活環境影響評価においても改善が図れることが実証出来たため、原料系廃棄物のセメント原料化の推進のため、既存の処理施設を撤去し、同じ場所に新たな処理施設を設置する計画です。

なお、今回の混練施設更新にあたっては、稼働中の既存施設のうち、処理施設本体のみ更新し、保管施設などの関連施設については、すべてそのまま利用することとします。

さらに、更新機器の性能が大幅アップされることから、藤原工場においては事業の範囲に含まれているものの、阿下喜エリアの既存施設では処理できない「燃え殻、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉦さい」についても、処理対象に追加する計画です。

この計画が実現すれば三重県と太平洋セメント株式会社との「循環型社会の推進に関する協定書」（別添書類－5）の協定事項の推進のため、特に災害時の産業廃棄物の処理体制の協力取組に資すると考えております。（当社も太平洋グループで参加）

処理能力計算書

1.1 処理能力の考え方

マゼレーの基本的な処理能力（概算値）を算出するために次の式を使用します。この式は、過去に実施した社内テストの結果や既生産機の運転実績などを踏まえて、スクリュコンベヤ/スクリュフィーダ等に関する計算式*を参考に作成したものです。

$$W=60 \cdot e \cdot \pi \cdot (D^2/4) \cdot p \cdot n$$

W：処理能力 [m³/h]

e：断面効率（パドルが運搬物に及ぼす力のうち、運搬方向に有効な力の割合）

π：円周率 D：パドル外径 [m] p：パドルピッチ [m] n：主軸回転数 [rpm]

※ 以下の書籍に記載された、スクリュコンベヤ/スクリュフィーダ（円筒型トラフスクリュフィーダ、U型トラフスクリュフィーダ、バリピッチスクリュフィーダ、ダブルスクリュ、カットスクリュ、リボンスクリュ、パドルスクリュ）の運搬能力に関する計算式等を参考にしています。

市原正夫・他(1999)『化学工学の計算法』東京電機大学出版局

一般社団法人日本機械学会(2005)『機械工学便覧 応用システム編 γ1 産業機械・装置』丸善

一般社団法人日本粉体技術協会(2018)『粉粒体ハンドリング技術』一般社団法人日本粉体技術協会 他

1.2 マゼレーKB6200-S 型の処理能力

現在計画中の『エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社殿向け マゼレーKB6200-S 型』で想定される運転条件をもとに、理論上の処理能力を算出します。

[運転条件] 機材：マゼレーKB6200-S 型

D：パドル外径：0.60 m

p：パドルピッチ：0.05 m

n：主軸回転数：205 rpm

1.1 項の式に上記の運転条件を適用すると、処理能力は次のようになります。

尚、計算式中の断面効率 e の値には、過去の実績等に基づいてメーカーが算出した 0.15 を適用します。

$$\begin{aligned} W &= 60 \cdot e \cdot \pi \cdot (D^2/4) \cdot p \cdot n \\ &= 60 \times 0.15 \times 3.14 \times (0.60^2/4) \times 0.05 \times 205 \\ &= 26.06985 \text{ [m}^3\text{/h]} \cdots \text{理論上の処理能力} \end{aligned}$$

ここで、1日8時間稼働であること、処理に伴い投入され、処理後出荷される廃棄物の最大比重が過去の出荷実績より1.2であり、産業廃棄物の品目が増えるものの、攪拌羽根による混練処理であるため、処理後物に空気が混入され、比重は既存処理施設より軽くなると考えられ、比重1.2を超える処理後物を出荷する可能性は無いことから、1日の処理能力は

$26.06985 \times 8 \times 1.2 = 250.27056$ より **250.2 t/日** となります。

機密事項のため、縦覧不可です。

屋外保管場所Aの容量計算書(ドラム缶)

機密事項のため、縦覧不可です。

機密事項のため、縦覧不可です。

機密事項のため、縦覧不可です。

機密事項のため、縦覧不可です。

機密事項のため、縦覧不可です。

機密事項のため、縦覧不可です。

機密事項のため、縦覧不可です。

1. 施設の設置に関する計画等

1-1 施設の設置者の氏名及び住所

設置者：エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社
代表取締役社長 伊藤 祐介
住 所：三重県いなべ市北勢町瀬木松之下 6 3 3 番地

1-2 施設の設置場所

いなべ市北勢町阿下喜字中川原 3419 番地 1

1-3 設置する施設の種類

混練施設

1-4 施設において処理する産業廃棄物の種類

産業廃棄物：汚泥、廃油、廃プラスチック類、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい

1-5 施設の処理能力

250.2 t/日 (8h)

1-6 施設の処理方式

連続式

1-7 施設の構造及び設備

位置図（別添図面－１、２）、配置図（別添図面－３～６）および機器図面
（別添図面－８、９）のとおり

1-8 公害防止対策

(1) 全般事項

- ・各設備は定期点検を実施し、正常な運転を行うとともに、維持管理を徹底します。
- ・廃棄物運搬車両の走行に際しては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを励行します。
- ・車両の整備・点検を徹底します。
- ・廃棄物の保管や処理などについては、一部を除き基本的に全て建屋内で行うとともに、廃棄物の処理や荷下ろし、積み込み等の作業時には、建屋のシャッターを閉めて作業を行うなど、騒音、振動、粉じん、悪臭等の拡散を防止します。

(2) 騒音・振動防止対策

- ・騒音・振動について、低騒音・低振動仕様の機器を使用します。

(3) 粉じん対策

- ・粉じんを発生させる恐れのある廃棄物を扱う際には、散水、加水を行うこと等により、飛散を防止します。

(4) 悪臭防止対策

- ・事前の受け入れ評価（臭気の強い廃棄物に関しては、分析評価者以外を含めた複数人および太平洋セメント(株)藤原工場の受入担当者の臭気評価にて処理可否判断）にて、いなべ市との協定を順守できないような悪臭物は扱いません。
- ・万が一に備え、消臭剤等の薬剤を配備します。

2. 生活環境影響調査項目の選定

生活環境影響調査項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省）を基本とし、以下のとおり選定しました。

生活環境影響要因と生活環境調査報告

生活環境影響項目		生活環境影響要因	施設排水の排出	施設の稼働	保管施設	廃棄物運搬車両の走行	想定される生活環境保全上のリスク
大気質	粉じん			選定しない	選定しない		施設の稼働および廃棄物保管時の粉じんの飛散
	二酸化窒素 (NO ₂)					選定しない	廃棄物運搬車両の走行による排ガスの発生
	S P M					選定しない	
騒音				○		選定しない	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行による騒音振動の発生
振動				○		選定しない	
悪臭				○	○		施設の稼働および廃棄物保管時の粉じんの飛散
水質	生物学的酸素要求量 (BOD)	選定しない					施設排水、設備機器の清掃、床洗浄時の排水の排出
	浮遊物質、全窒素、全リン等 (SS, T-N, T-P)	選定しない					
	健康項目	選定しない					
排水等の地下浸透				選定しない	選定しない		床洗浄時の排水等の地下浸透

2-1 選定した項目及びその理由

【騒音・振動（施設の稼働）】

施設稼働時に騒音、振動が発生する恐れがあるため、選定しました。

【悪臭（施設の稼働、保管施設）】

臭気を伴う廃棄物を取り扱う可能性があるため、選定しました。

2-2 選定しなかった項目およびその理由

【大気質・騒音・振動（廃棄物運搬車両の走行）】

本施設により増加する車両台数の増加は、最大 4 2 台/日である。

本施設近傍道路（別添図面-1 0 参照）の交通量は、令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査結果より、

- ・一般国道 3 0 6 号（いなべ市藤原町西野尻で調査）が 5 4 9 8 台
- ・県道西野尻垣内線（いなべ市藤原町東禅寺で調査）が 2 3 9 6 台

であるため、影響は軽微である（1. 8 %）と推測されることから、選定項目から除外しました。

【大気質（粉じん）・排水等の地下浸透（施設の稼働、保管施設）】

廃棄物の処理はすべて建内で行うとともに、1-8 に示す公害防止対策を実施することから、基本的に外部への飛散はありません。また、屋外の保管施設にはドラム缶、耐水性のフレコン袋などの飛散・流出のない容器に入った廃棄物を保管することとしているため、選定項目から除外しました。

また、処理施設、保管場所共に、コンクリートまたは非透水性アスファルトで舗装されていることから、排水等の地下浸透も無いため、選定項目から除外しました。

【水質（施設排水の排出）】

本施設の稼働による排水は発生しないことから、選定項目から除外しました。

3. 生活環境調影響調査結果

3-1 各調査項目の評価

(1) 騒音

本施設には三重県生活環境の保全に関する条例の規制対象となる機器は無く、同条例による排出基準が適用されることはありませんが、これに準じて騒音の影響を評価します。
 本施設に設置する混練設備と同型機を用いた騒音測定（メーカー測定）の結果は以下のとおりでした。

1. 測定概要

1-1 測定内容

混合攪拌装置マゼレー（型式 KB5300-S 製造番号 5004、株式会社切川物産）の騒音レベル(LA max)及び振動レベル(Lv max)

1-2 測定年月日

令和5年1月17日

1-3 測定場所

株式会社切川物産 第2工場・試験場（鳥根県出雲市古志町下新宮 2752-1）

1-4 測定地点

騒音：混合攪拌装置マゼレーの周囲8方向、距離1m及び5m、地上高さ1.2m
 振動：混合攪拌装置マゼレーの周囲8方向、距離1m及び5m、設置コンクリート面

1-5 使用測定機器

騒音：騒音計 NL-31（リオン）
 振動：振動レベル計 VM-53A（リオン）

1-6 測定条件

騒音：動特性 FAST、高波数補正 A 特性、測定範囲 30dB~120dB、防風スクリーン
 測定時間1分、測定点数 600点(0.1秒/点)、
 振動：振動方向 Z(鉛直)、測定範囲 10dB~70dB、測定時間1分、
 測定点数 600点(0.1秒/点)

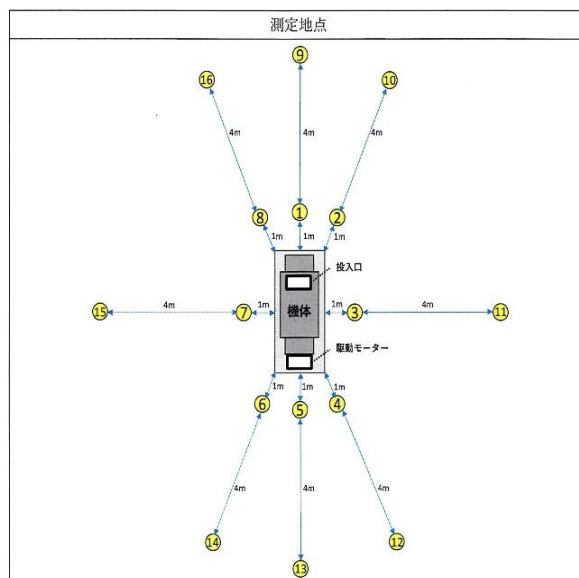
1-7 測定機関

株式会社大協組 よなご環境リサーチ

2. 測定結果

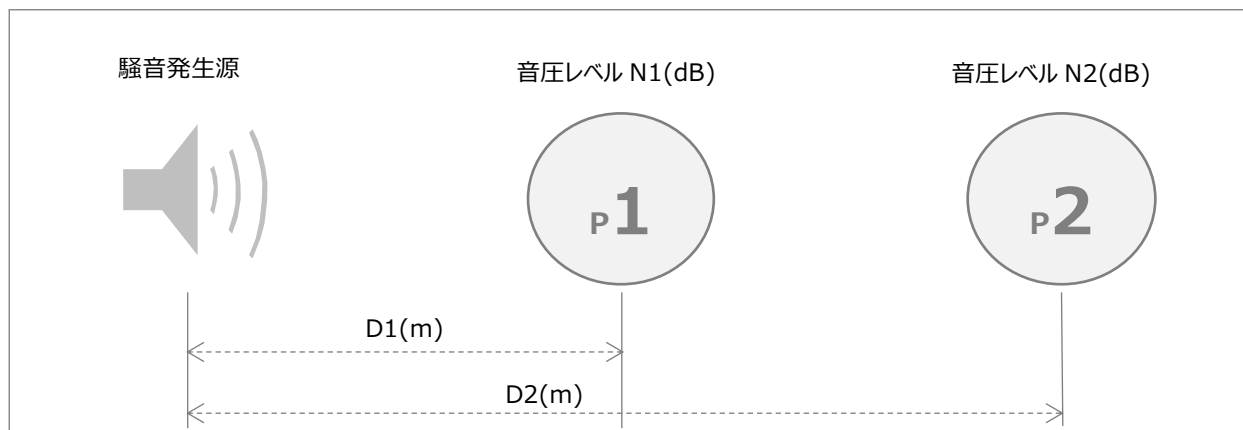
距離 1m			距離 5m		
測定地点	騒音(dB)	振動(dB)	測定地点	騒音(dB)	振動(dB)
①	73	56	⑨	68	57
②	71	57	⑩	68	57
③	77	56	⑪	72	43
④	75	45	⑫	70	37
⑤	77	43	⑬	70	33
⑥	74	39	⑭	69	32
⑦	75	53	⑮	69	56
⑧	70	38	⑯	68	34
最大値	77	57	最大値	72	57

・室温 7.3℃、湿度 63% ・暗騒音及び暗振動：発電機（測定室外に設置）



また、騒音の距離減衰については、以下の計算式で計算できます。

$$N2(\text{dB}) = N1 - 20 \times \log_{10} (D2/D1) \quad \dots \text{(計算式A)}$$



これらを用いて、以下の2地点における騒音評価を行います。

[A]処理施設から最も近い敷地境界（処理施設より6m）における騒音計算値
（別添図面-15 A地点）

[B]処理施設から遮蔽物のない方向で最も近い敷地境界（処理施設より50m）での騒音計算値（別添図面-15 B地点）

[A地点]

計算式④に、 $D1=5(m)$ 、 $N1=72(dB)$ 、 $D2=6(m)$ を代入すると、

$72-20 \times \log_{10}(6/5)=70.4(dB)$ となります。（ $N1$ には方向を考慮し⑩の値を代入）

一方、建屋には石膏ボード（12.5mm厚）及び窓（アルミサッシ、網入ガラス6.8mm厚）が施工されており、これらの遮蔽効果（透過損失）はそれぞれ23dB、19dBである*ことから、A地点における騒音計算値は、 $70.4-19=51.4(dB)$ となります。

名称	透過損失 (dB)					
	平均	125Hz	250Hz	500Hz	1kHz	2kHz
石膏ボード (12mm厚)	23	15	15	22	29	35
アルミサッシ (引違い)、ガラス網入 (7mm厚)	19	16	20	21	18	19

*実務的騒音対策指針（第二版）（日本建築学会編 技報堂出版）より

[B地点]

C地点における騒音計算値は、計算式④に $D1=5(m)$ 、 $N2=68(dB)$ 、 $D2=50(m)$ を代入し
 $68-20 \times \log_{10}(50/5)=48(dB)$ となります。（ $N2$ には方向を考慮し⑩の値を代入。）

以上より、いずれの地点においても施設の稼働時間帯（8:30～17:00）における規制基準（60dB）以下であることから、本施設の稼働による環境への影響は軽微であると評価します。

(2) 振動

本施設には、三重県生活環境の保全に関する条例の規制対象となる機器は無く、同条例による規制基準が適用されることはありませんが、これに準じて振動の影響を評価します。

本施設からの振動の最大の発生源は混練設備本体であり、上記に示したメーカーによる振動測定結果より、発生源から1m、5m地点での最大値は57dBとなっています。

これは、施設の稼働時間帯（8:30～17:00）における規制基準60dB以下であることから、本施設の稼働による環境への影響は軽微であると評価します。

(3) 悪臭

本事業場に対しては、悪臭防止法による臭気指数規制が適用されます。この規制基準値（敷地境界で15以下）と、本施設の稼働に伴う臭気指数を比較評価します。

阿下喜エリアでは現在、いなべ市との環境保全協定に基づき、半年に一度、敷地境界における臭気指数測定を実施していますが、既存施設が稼働を開始した2015年以降、臭気指数の値はすべて10未満でした。

本施設の設置（更新）にあたっては、取り扱う産業廃棄物の品目と能力は増えるものの、悪臭の発生原因となる産業廃棄物（処理前、処理後物）の保管量や1-8(4)に示す悪臭防止対策（=受入基準）は更新前と変わらず運用する計画であることから、これまでどおり臭気指数規制はクリアできるものと判断します。

よって、本施設の稼働における環境への影響は軽微であると評価します。

3-2 総合的な評価

【3-1 各調査項目の評価】より、騒音、振動、悪臭の各項目における環境への影響は軽微であると評価されること、また、【1-8 公害防止対策】に示す対策を着実に実施することなどにより、周辺環境への影響について、実行可能な範囲内で回避・低減されているものと考えます。

4. 参考

北勢工場では、いなべ市と環境保全協定を締結しています。

その中で、測定項目および頻度、管理基準が設けられおり、その内容と、2023年度の遵守状況を下記に記載します。

表3 北勢工場に適用される法規制及びいなべ市環境保全協定

項目	法規制・いなべ市協定	測定項目	管理基準	※参考:2023年測定値(公表)		適否
				第1・第2エリア	阿下喜エリア	
水質保全(*)	いなべ市環境保全協定書	水素イオン濃度(PH)の測定(毎月)	5.8以上8.6以下	6.9~7.6	7.1~8.4	○
		生物化学的酸素要求量(BOD)の測定(毎月)	25mg/ℓ以下 (日間平均20mg/ℓ)	0.2~5.8 mg/ℓ	0.2未満~ 24.0 mg/ℓ	○
		浮遊物質(SS)の測定(毎月)	90mg/ℓ以下 (日間平均70mg/ℓ)	1.0未満~ 15.0 mg/ℓ	1.0~41.0 mg/ℓ	○
		大腸菌群数の測定(毎月)	3,000個/cm ³ 以下 (2025年4月より800CFU/ mL)	1未満~12個 /cm ³	1未満~69 個/cm ³	○
		ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)量の測定(毎月)	5mg/ℓ以下	1mg/ℓ未満	1mg/ℓ未満	○
騒音	いなべ市環境保全協定書	敷地境界における測定(毎月)	朝6:00~8:00、夕19:00~ 22:00 55dB以下	49.6~54.3dB	49.7~54.8dB	○
			昼間8:00~19:00 60dB以下	50.2~55.1dB	53.0~59.7dB	○
			夜間22:00~翌朝6:00 50dB以下	操業無し	操業無し	○
悪臭	悪臭防止法 いなべ市環境保全協定書	敷地境界及び排出口における臭気指数の測定	1号規制基準(敷地境界):臭気指数 15 [年2回実施]	10未満	10未満	○
			2号規制基準(排出口):臭気指数 46 (今回設置する中間処理施設について、悪臭防止法に規定する計算方法により算出した数値)[年1回実施]	30~36	排出口無し	○

*水質については、処理に伴って排出される排水はありませんが、雨水等の排水は存在するため、いなべ市との環境保全協定上、雨水放流口にて測定を行っております。

本施設についても、いなべ市環境保全協定書を締結し、環境保全に努めます。

循環型社会の形成の推進に関する協定書

今般、循環型社会の形成に向けて、廃棄物を循環資源と捉えた処理体制の整備が進められているところであり、今後、限りある資源を有効活用するための体制整備を一層進め、循環型社会を構築していくことが必要である。

また、東日本大震災をはじめとする災害を経験し、南海トラフ地震の発生が懸念される中で、平時から災害に伴う廃棄物の処理体制を確保し、整備しておくことが求められる。

このような状況を踏まえ、三重県（以下「甲」という。）と太平洋セメント株式会社（以下「乙」という。）は、乙の藤原工場が三重県内の廃棄物等の処理における有効な社会基盤であって、地域として有効活用できるインフラであることを共通の認識とし、循環型社会の形成及び災害時の廃棄物処理の体制について、甲及び乙が互いに協力して計画的に取り組むための協定を締結する。

また、乙の藤原工場が立地するいなべ市（以下「丙」という。）は、本協定の締結について確認し、甲及び乙の取組に協力する。

（甲の責務）

第1条 甲は、甲が策定する循環型社会の形成の推進に関する三重県廃棄物処理計画及び災害時に発生する災害廃棄物の処理に関する三重県災害廃棄物処理計画に基づき、乙に対して当該計画の円滑な実施について必要な協力を求めるとともに、次条における乙の態勢づくりに協力する。

（乙の責務）

第2条 乙は、乙の藤原工場のセメント製造事業における廃棄物等の受入及びその処理に関し、循環型社会の形成の推進及び災害時における受入処理が可能な廃棄物等の処理に向けての体制整備に努めるものとする。

（丙の責務）

第3条 丙は、本協定の実施にあたって、乙の循環型社会の形成及び災害時の廃棄物処理に向けた体制整備に関し、前条における乙の態勢づくりに協力する。

（本協定の円滑な実施に関する取組）

第4条 甲は、乙の本協定の実施に係る体制整備の状況を踏まえた上で、一般廃棄物の広域処理体制の移行に伴う処理体制の構築に向けて、関係市町等の意向に基づいて調整を行うものとする。

乙は、甲及び丙との協力のもと、乙の藤原工場の地元自治会に対して、本協定の実施に向けての理解と協力が得られるよう努めるものとする。

2 乙は、甲から災害時における乙の藤原工場での廃棄物等の受入及びその処理についての要請があった場合は、誠意をもって甲と協議し、その実現に向けて可能な限り努力するものとする。

この場合において、乙は、乙の藤原工場以外の乙の工場も含めた処理体制についても検討するものとする。

(本協定の期間及び更新)

第5条 本協定は、締結する日から平成33年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了の日までに、甲及び乙並びに丙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合、又は、甲及び乙並びに丙の合意により条件の変更をした場合を除き、同一の条件で1年間更新され、以降同様とする。

(本協定の定めのない事項等)

第6条 本協定の実施について定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙並びに丙において協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年8月28日

甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事

鈴木 英敬

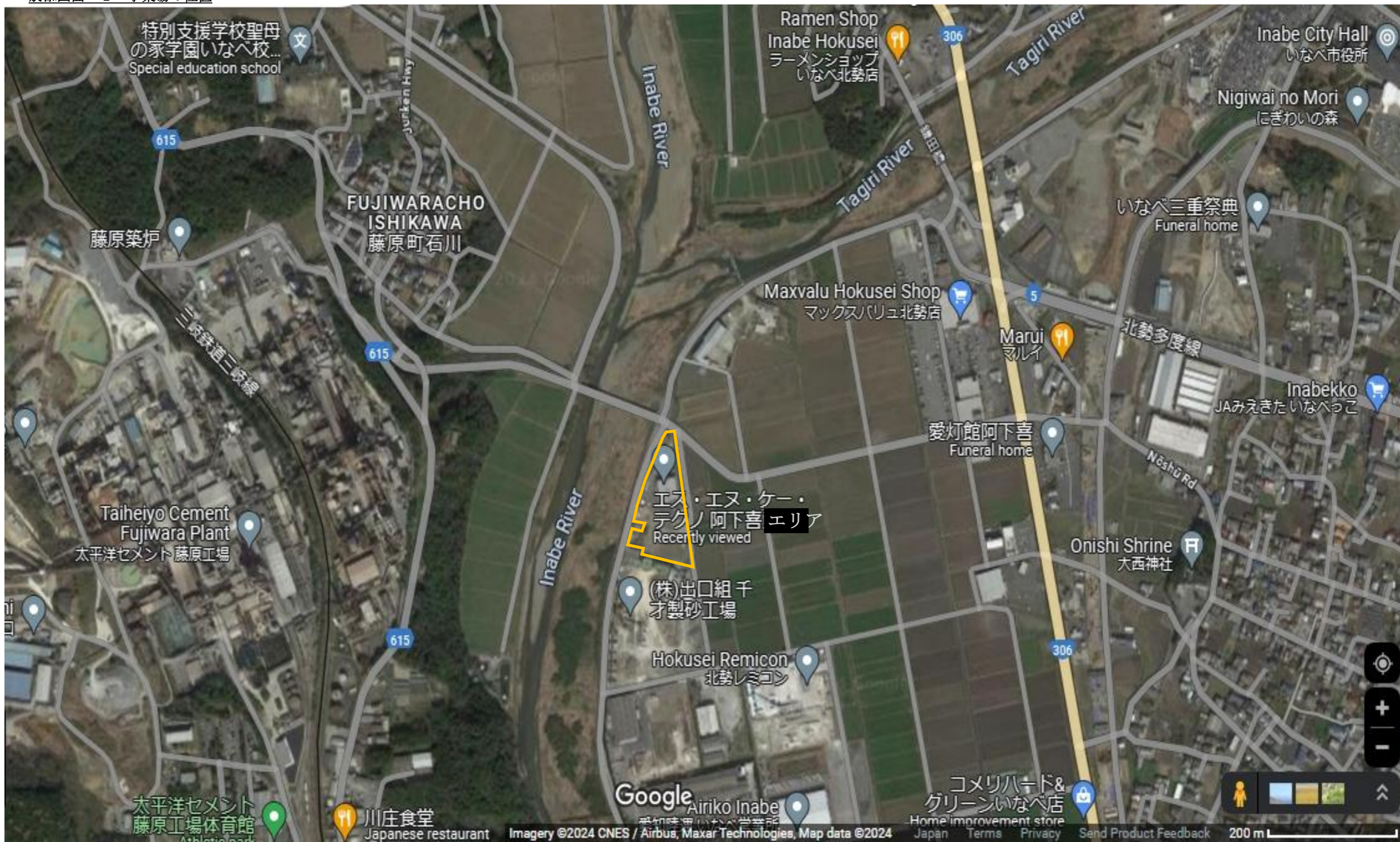
乙 東京都港区台場二丁目3番5号
太平洋セメント株式会社
代表取締役社長

福田 修二

丙 三重県いなべ市員弁町笠田新田111番地
いなべ市
いなべ市長

日 沖 靖

別添図面-1 事業場の位置



別添図面-2 処理施設の位置（拡大図）および敷地境界



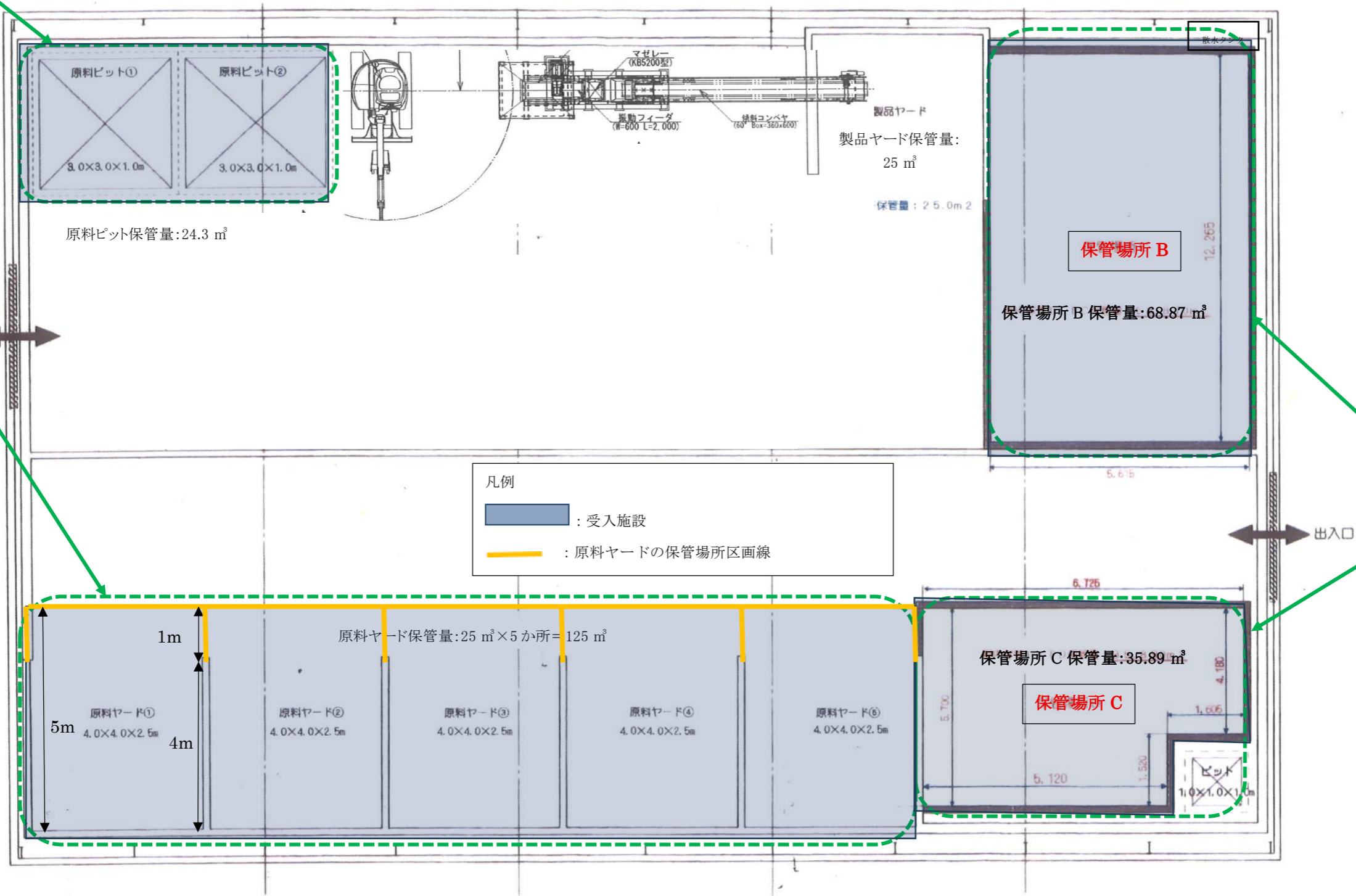
別添図面-3 産業廃棄物受入施設（屋内）

処理前廃棄物保管場所（原料ピット、原料ヤード）

（ダンプ車などバラで入荷したものや、容器類から取り出した処理前の廃棄物の保管場所）

保管する種類：
汚泥、廃油、廃プラスチック類、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい

産業廃棄物中間処理施設 工場建屋内保管施設配置図

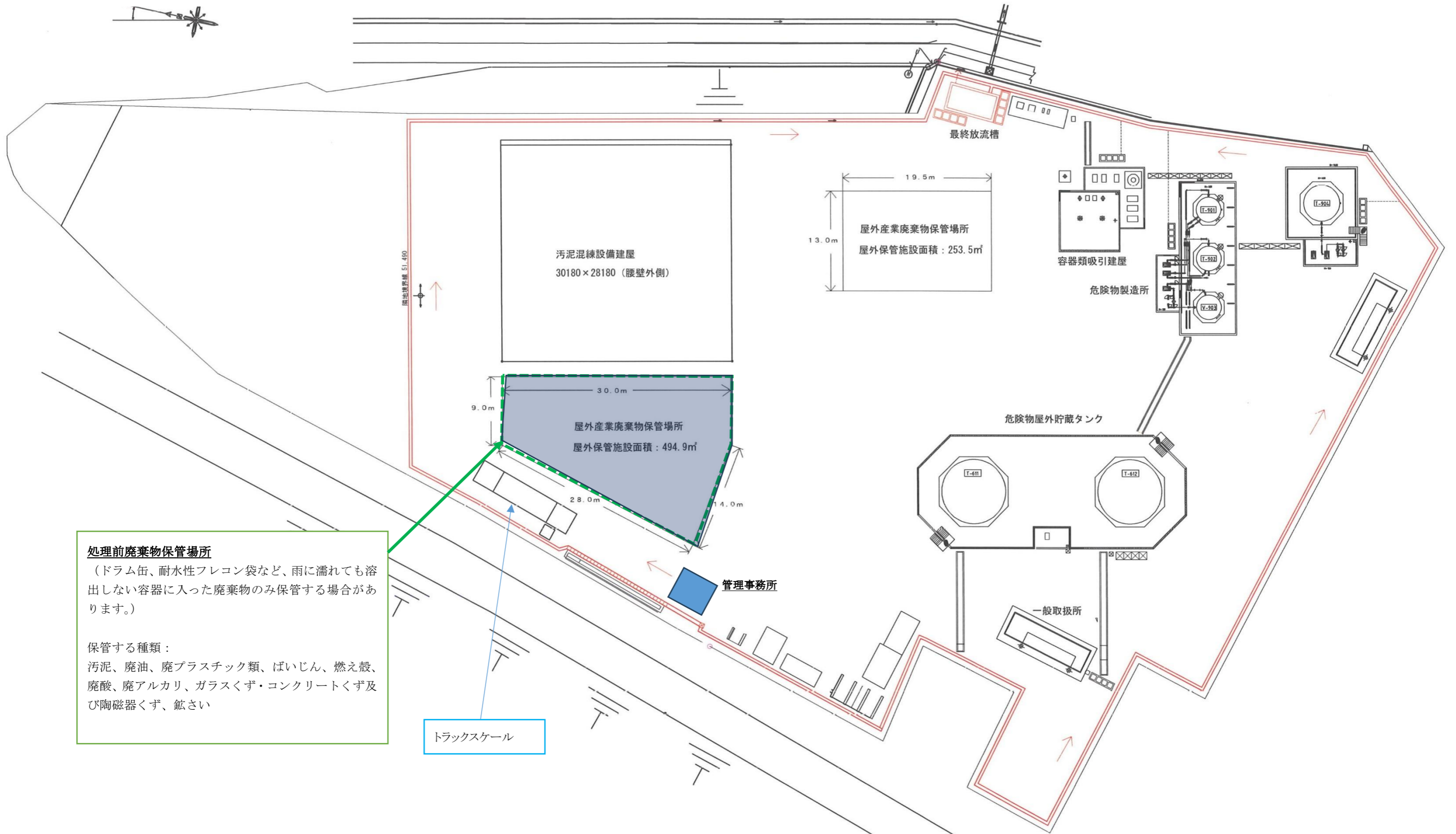


処理前廃棄物保管場所（保管場所 B、保管場所 C）
（容器類に入った処理前の廃棄物の保管場所）

保管する種類：
汚泥、廃油、廃プラスチック類、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい

作成 Fujimura Rev-0 2016.10.17
SNKテクノ 阿下喜 エリア

別添図面－4 産業廃棄物受入施設（屋外）

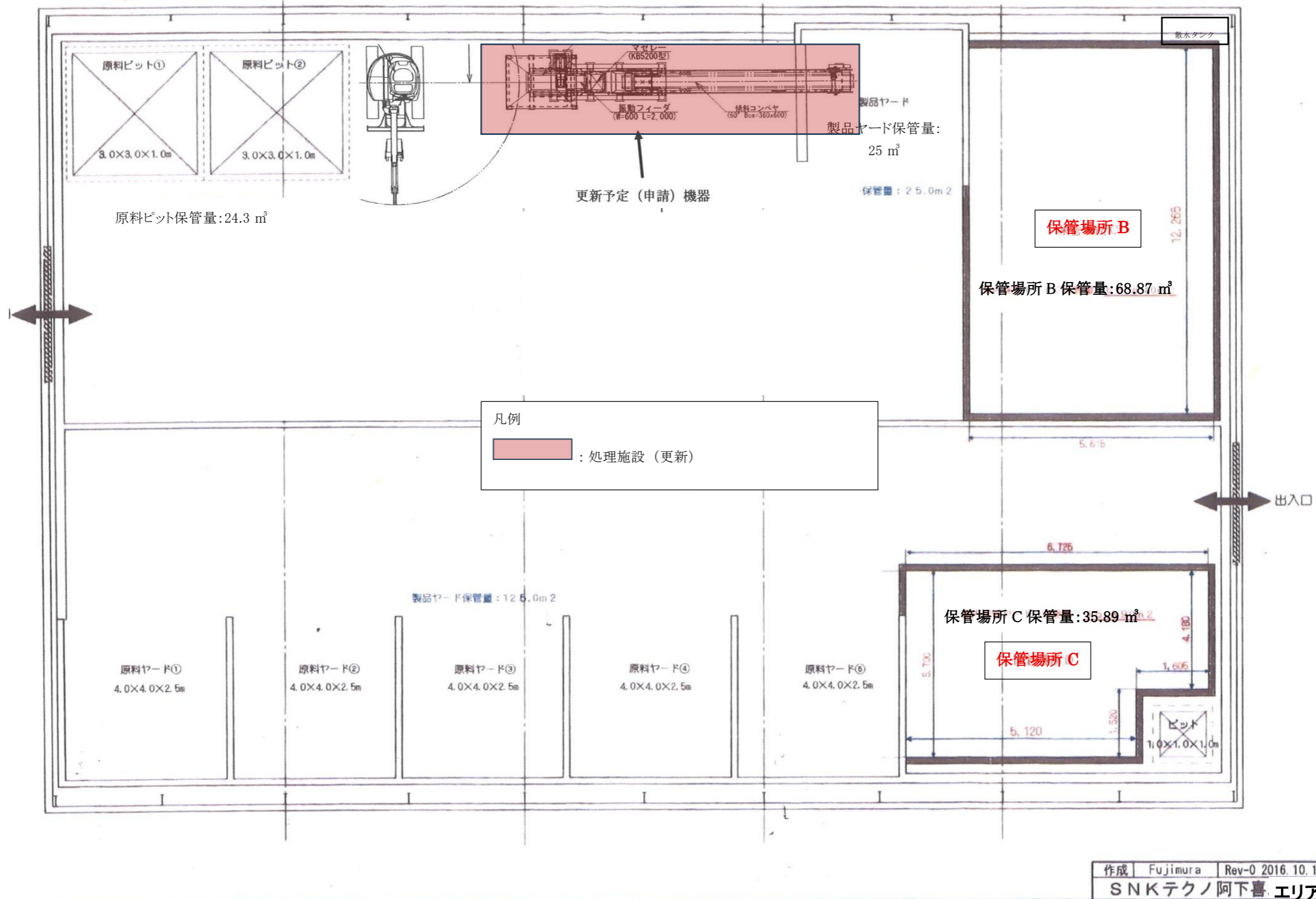


処理前廃棄物保管場所
 (ドラム缶、耐水性フレコン袋など、雨に濡れても溶出しにくい容器に入った廃棄物のみ保管する場合があります。)

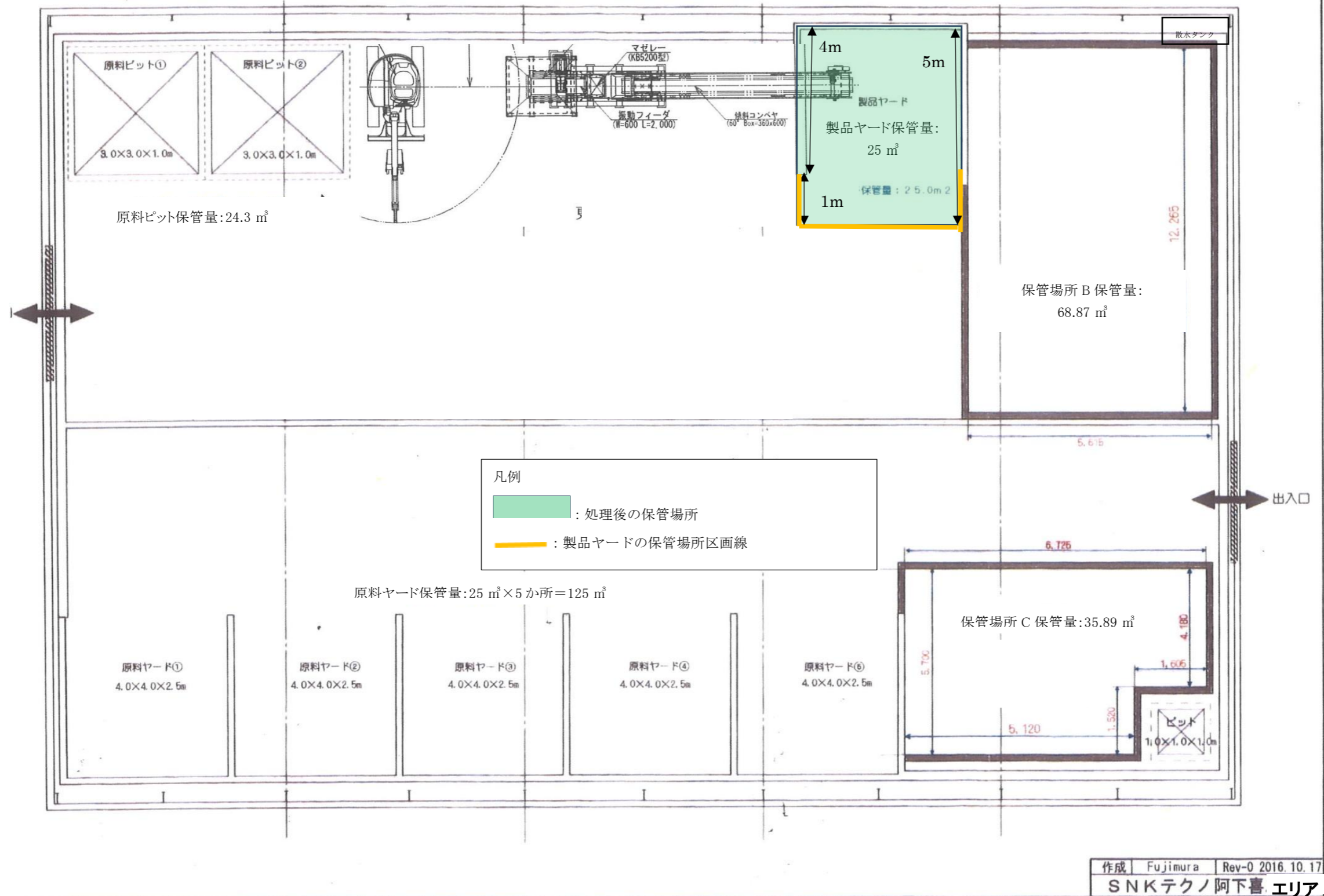
保管する種類：
 汚泥、廃油、廃プラスチック類、ばいじん、燃え殻、
 廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び
 陶磁器くず、鋳さい

トラックスケール

産業廃棄物中間処理施設 工場建屋内保管施設配置図



産業廃棄物中間処理施設 工場建屋内保管施設配置図



別添図面－7 処理フロー

●屋内施設

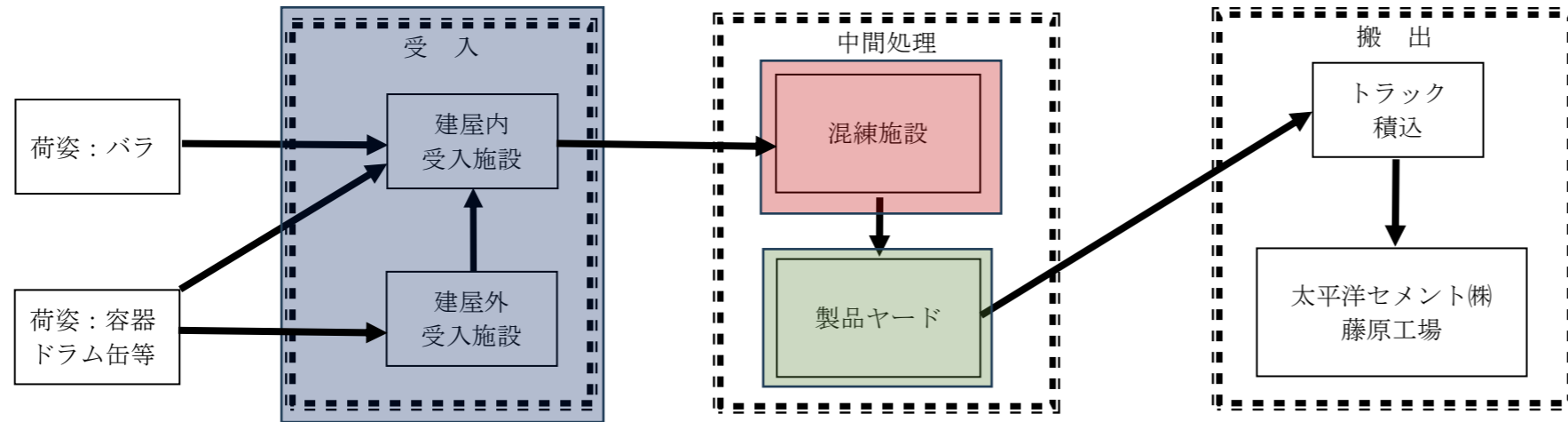
処理する産業廃棄物の種類：

汚泥、廃油、廃プラスチック類、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉍さい

※すべての品目で同じ処理フローとなり、処理物の全量が太平洋セメント(株)藤原工場へ供給され再資源化されます

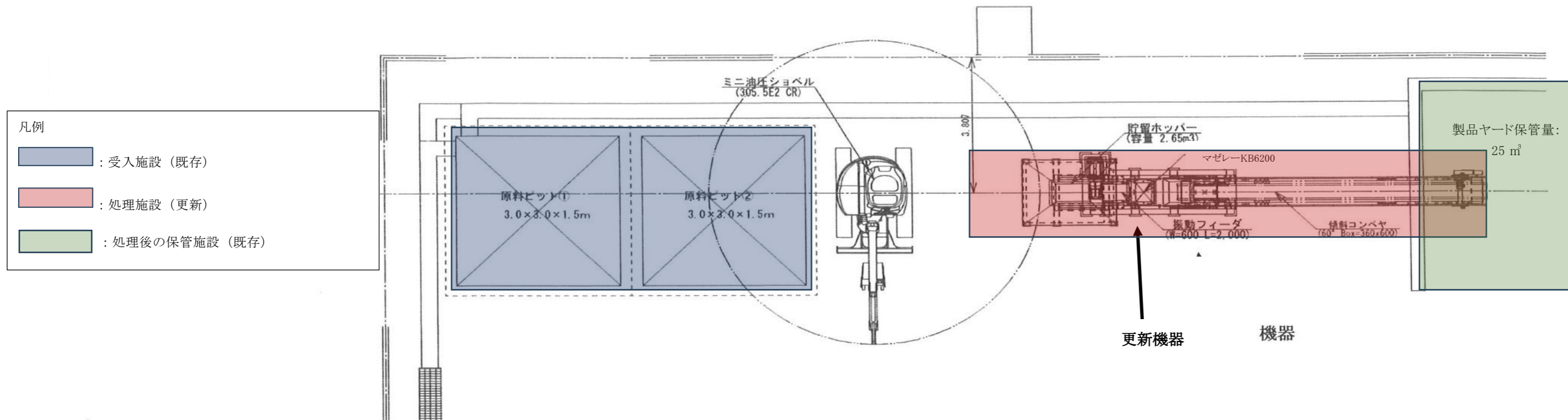
凡例

- : 受入施設 (既存)
- : 処理施設 (更新)
- : 処理後の保管施設 (既存)

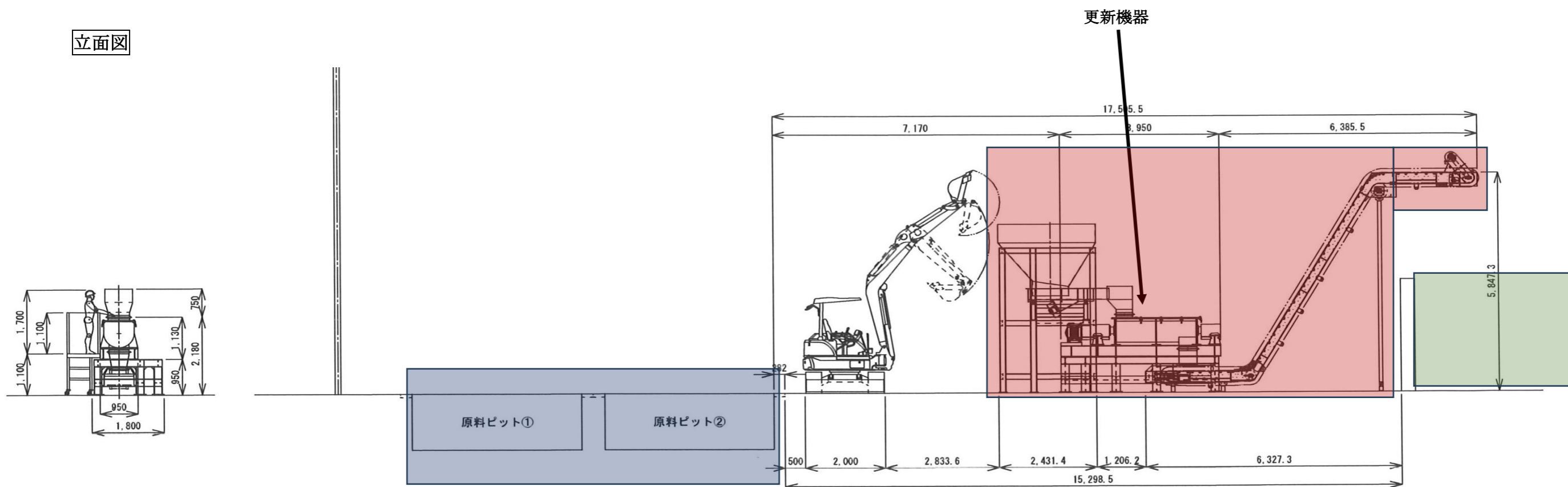


別添図面-8 処理施設の構造及び設備 (処理施設図面)

中間処理施設 マゼレー配置図 (振動フィーダ投入⇒傾斜コンベヤ排出) 【更新予定】



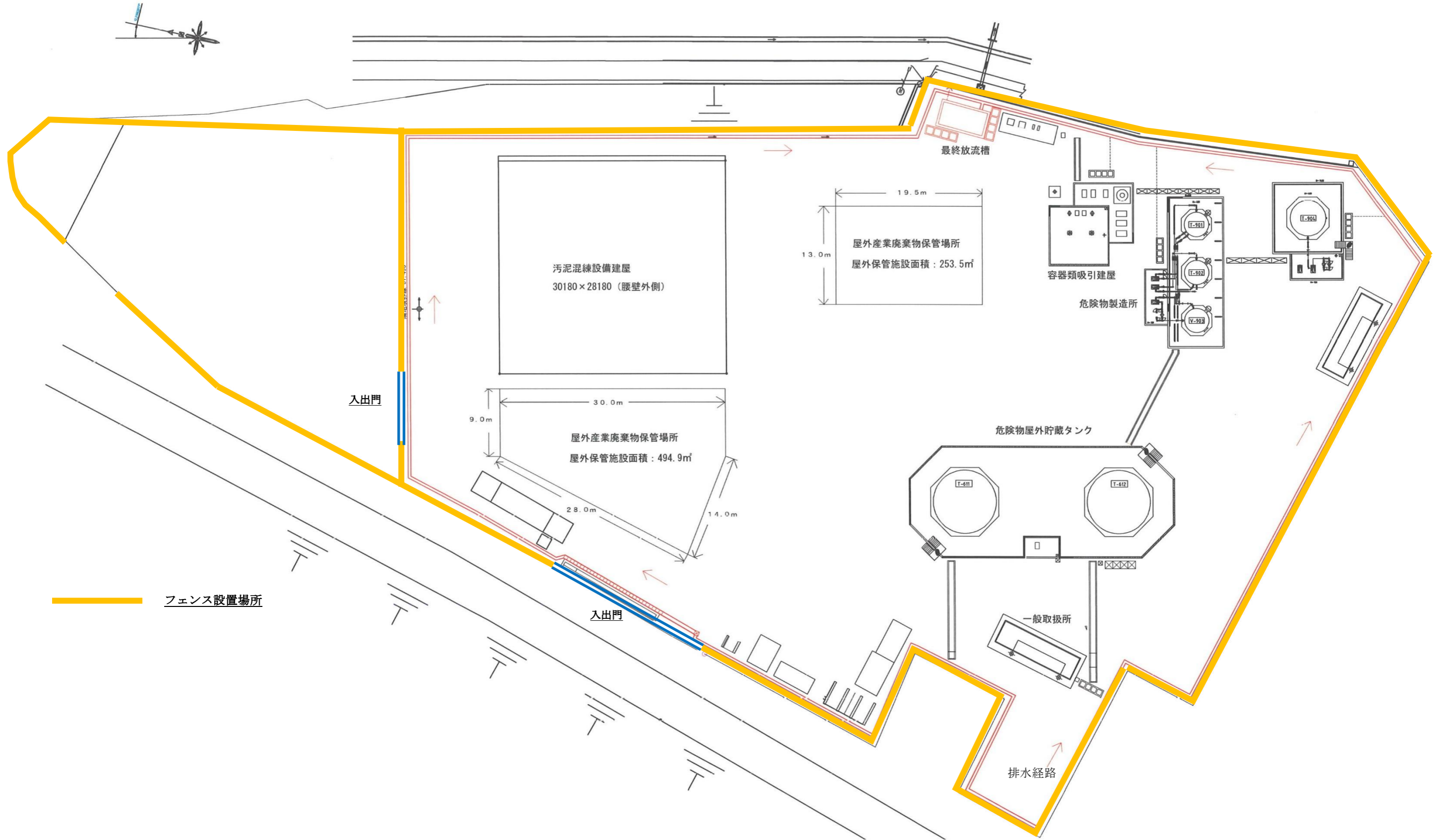
立面図



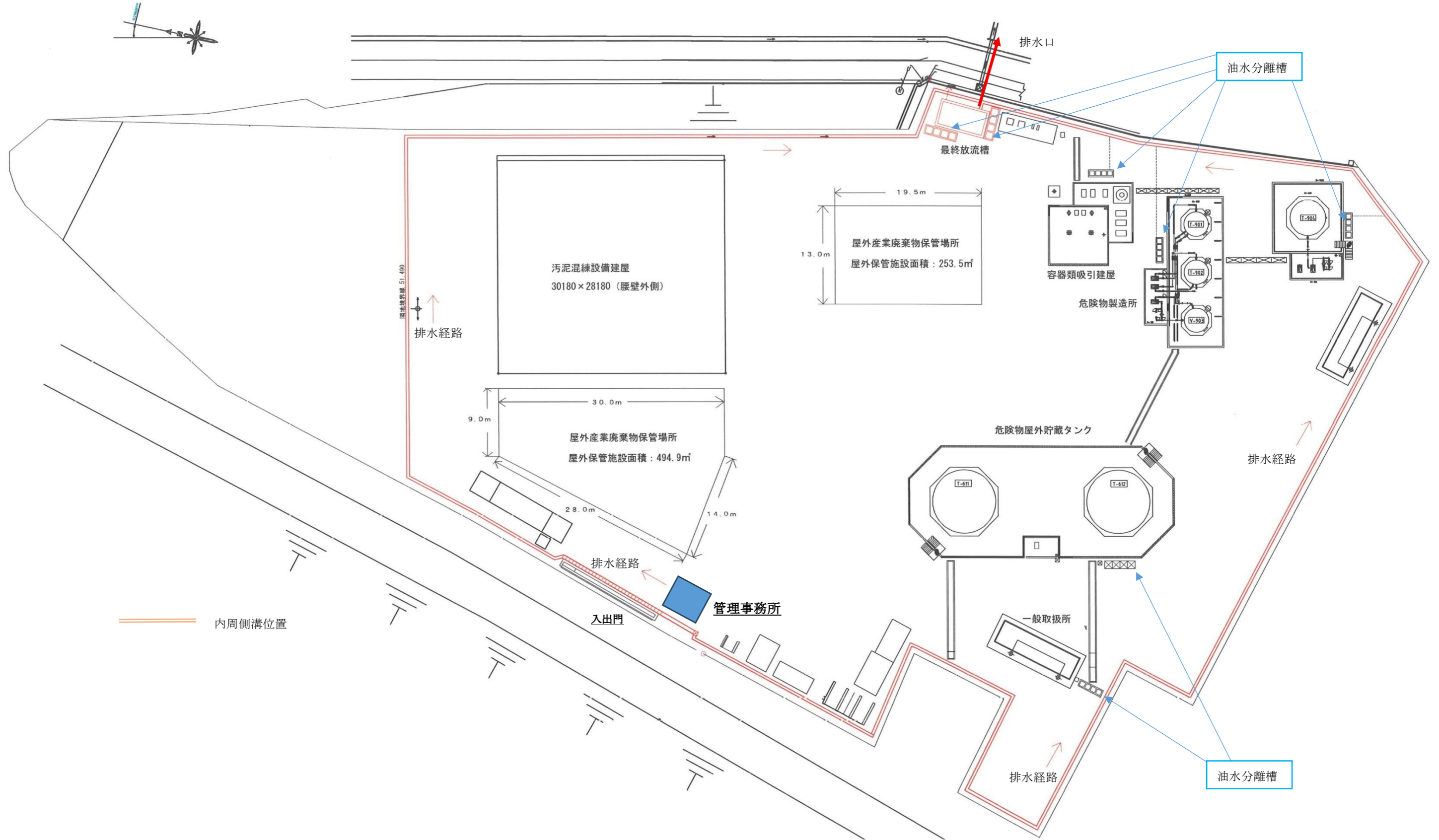
機密事項のため、縦覧不可です。

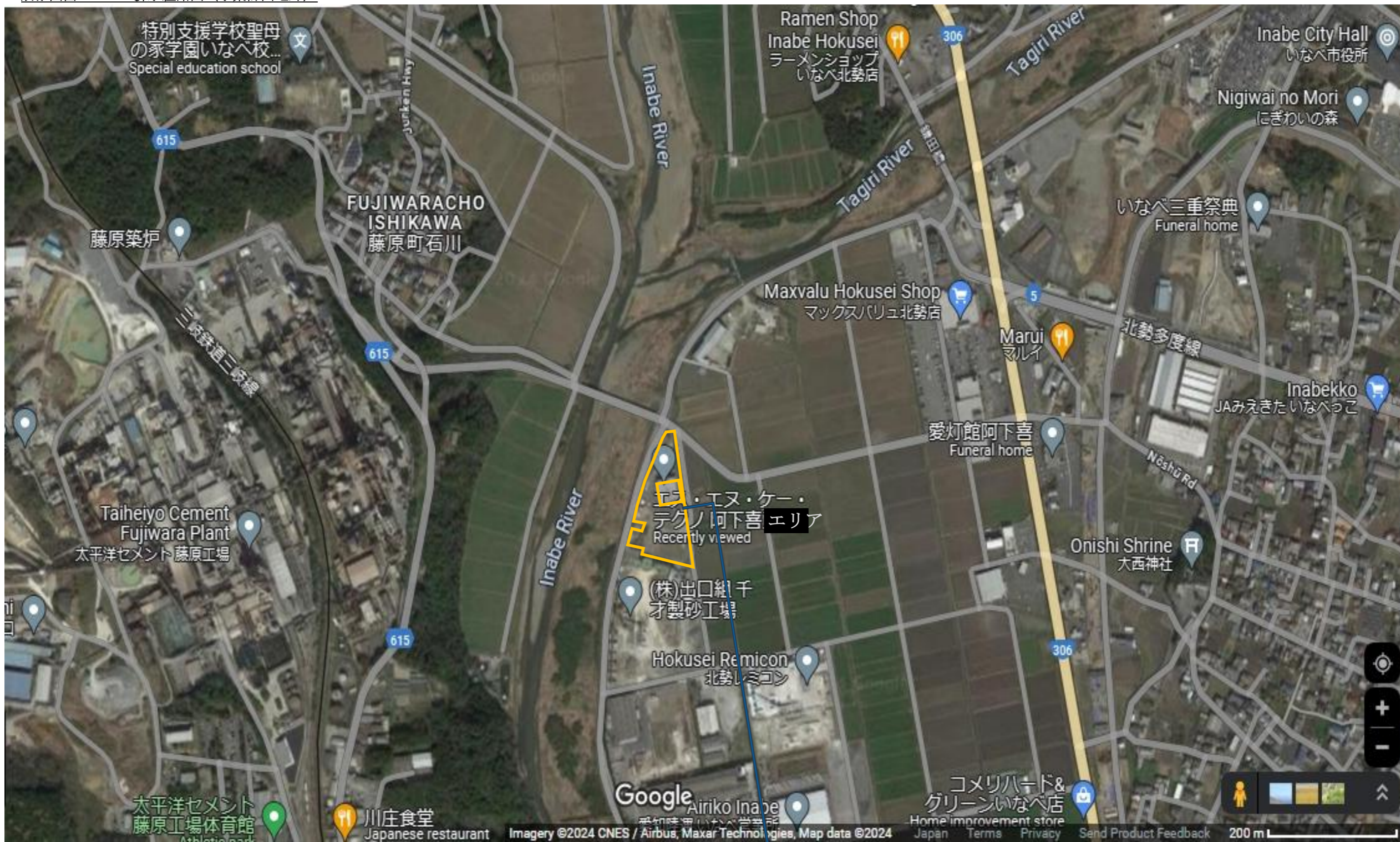
別添図面-10 搬入出経路図



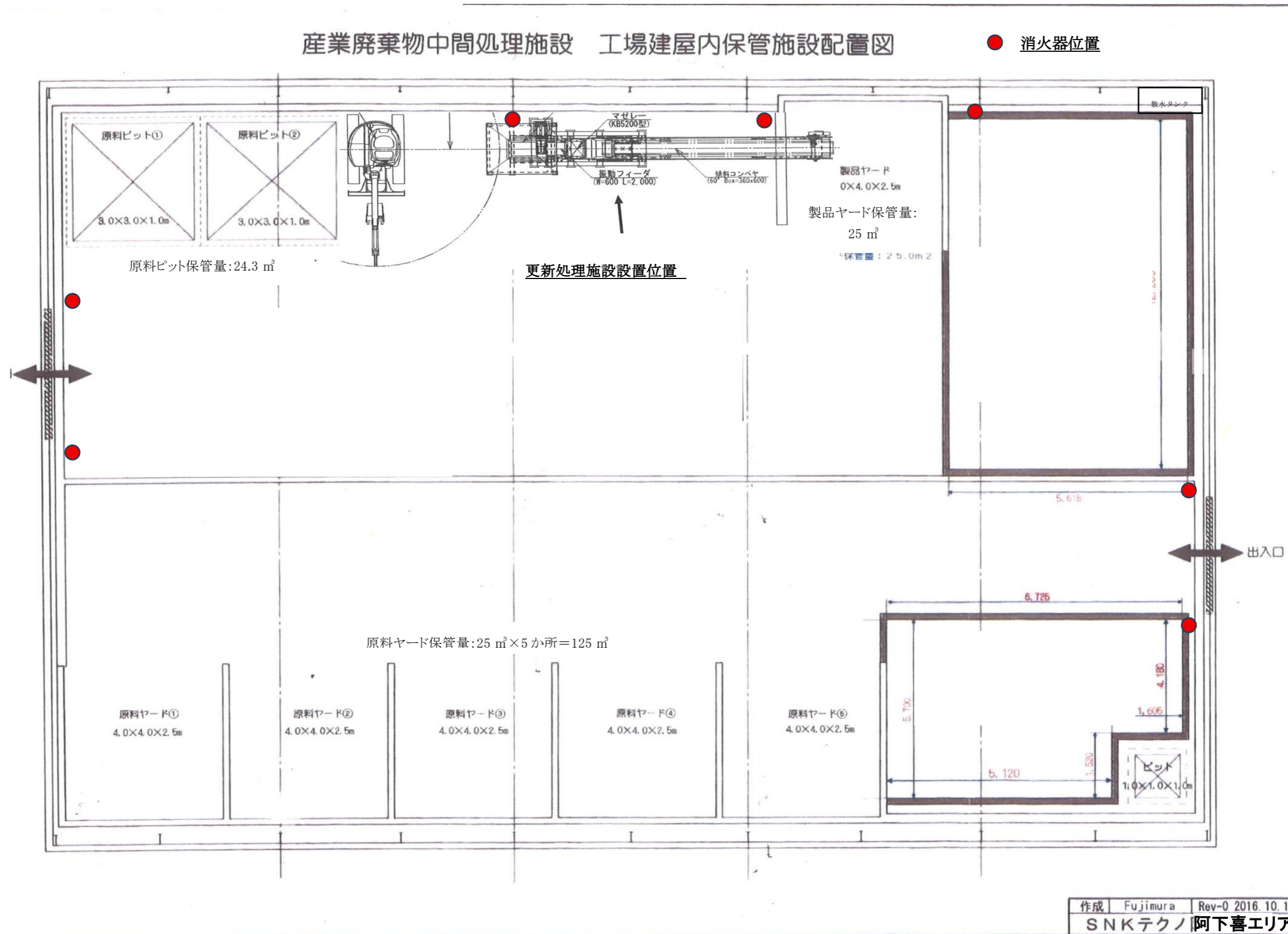


別添図面-12 阿下喜エリア全体内周側溝位置及び排水経路図、管理事務所位置

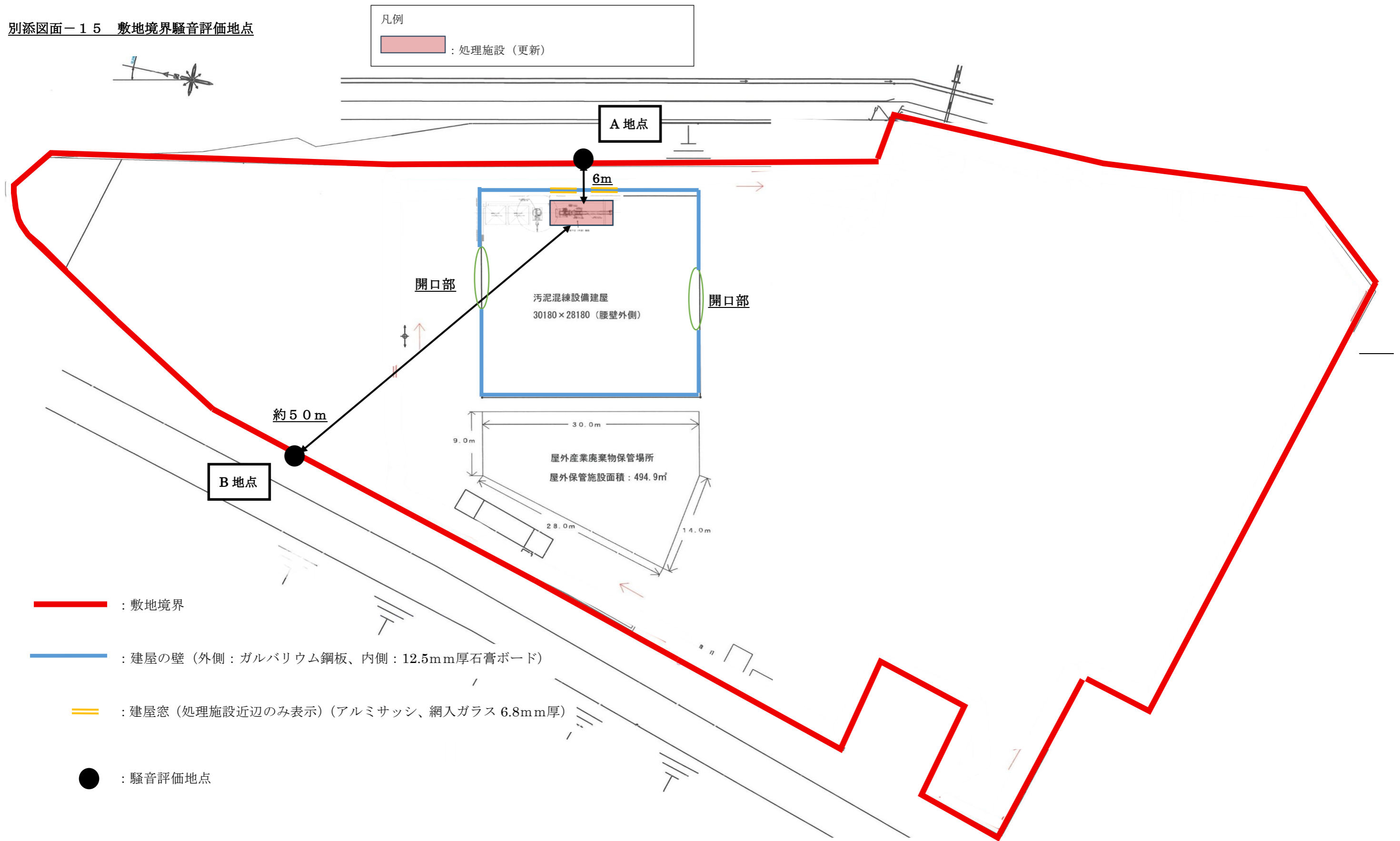


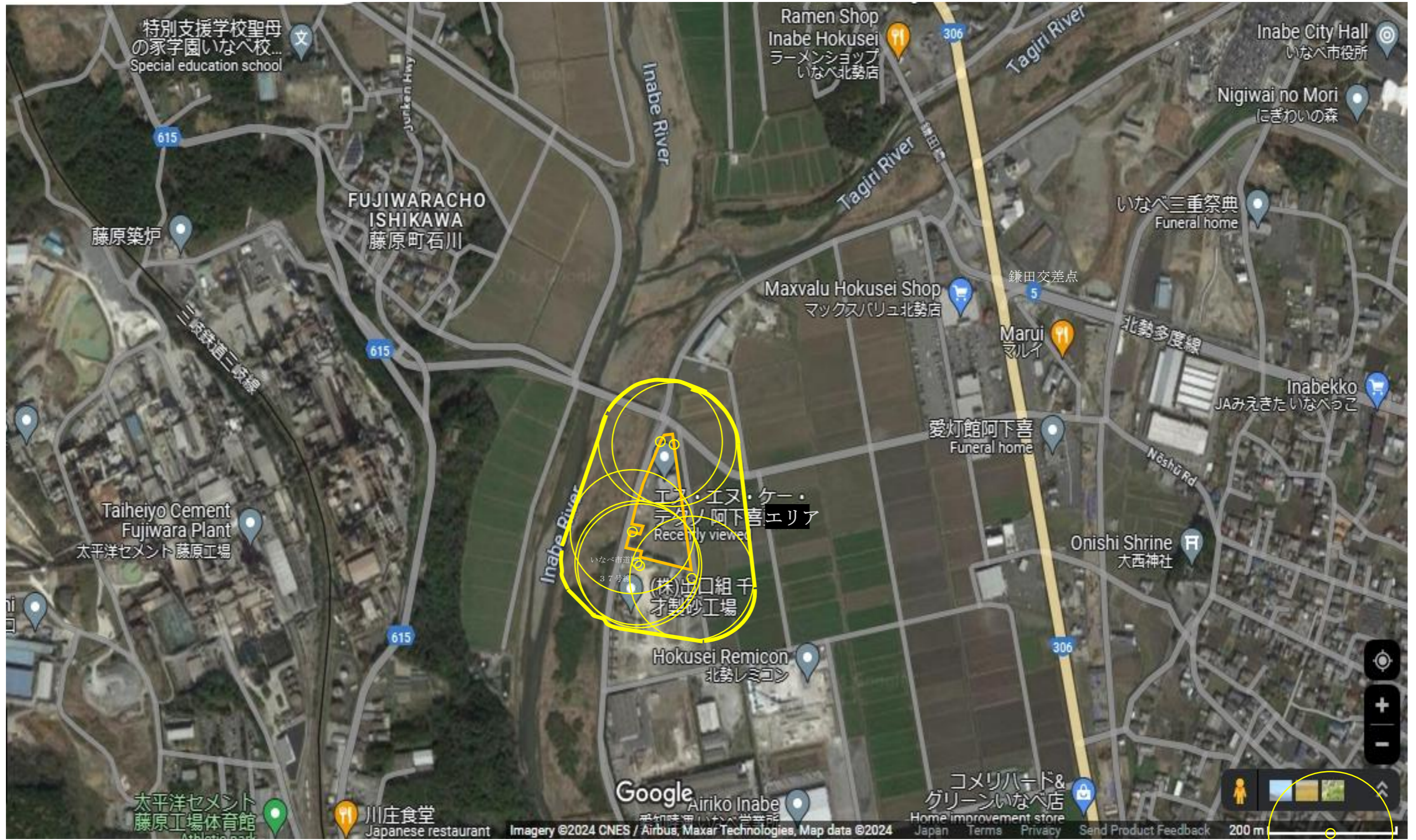


員弁川に合流



別添図面-15 敷地境界騒音評価地点





— 関係地域（事業計画地より100m内）